

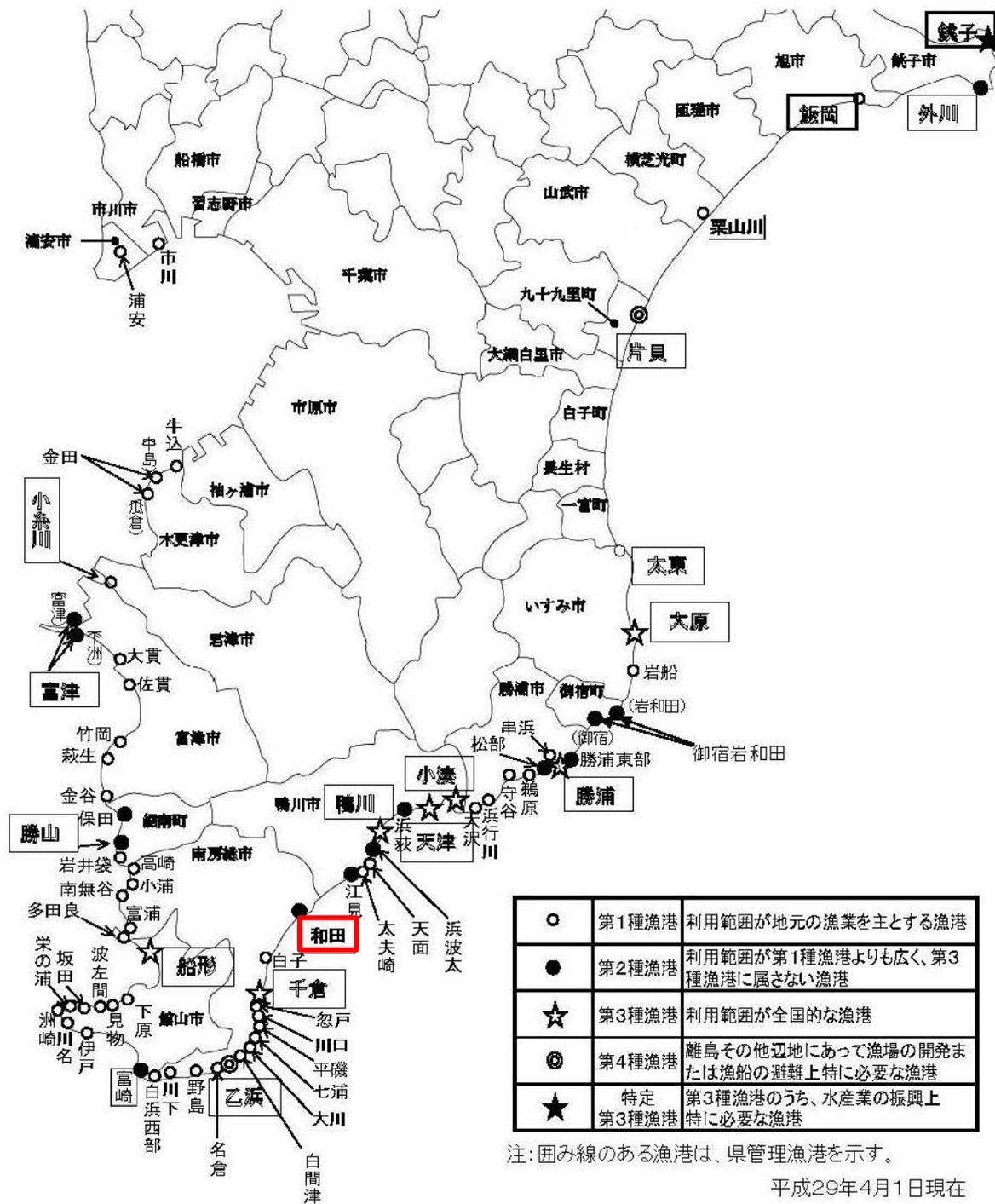
別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は千葉県南房総市の太平洋に面する和田漁港（第2種漁港）（図－1.1 参照）の図－1.2 に示す範囲である。

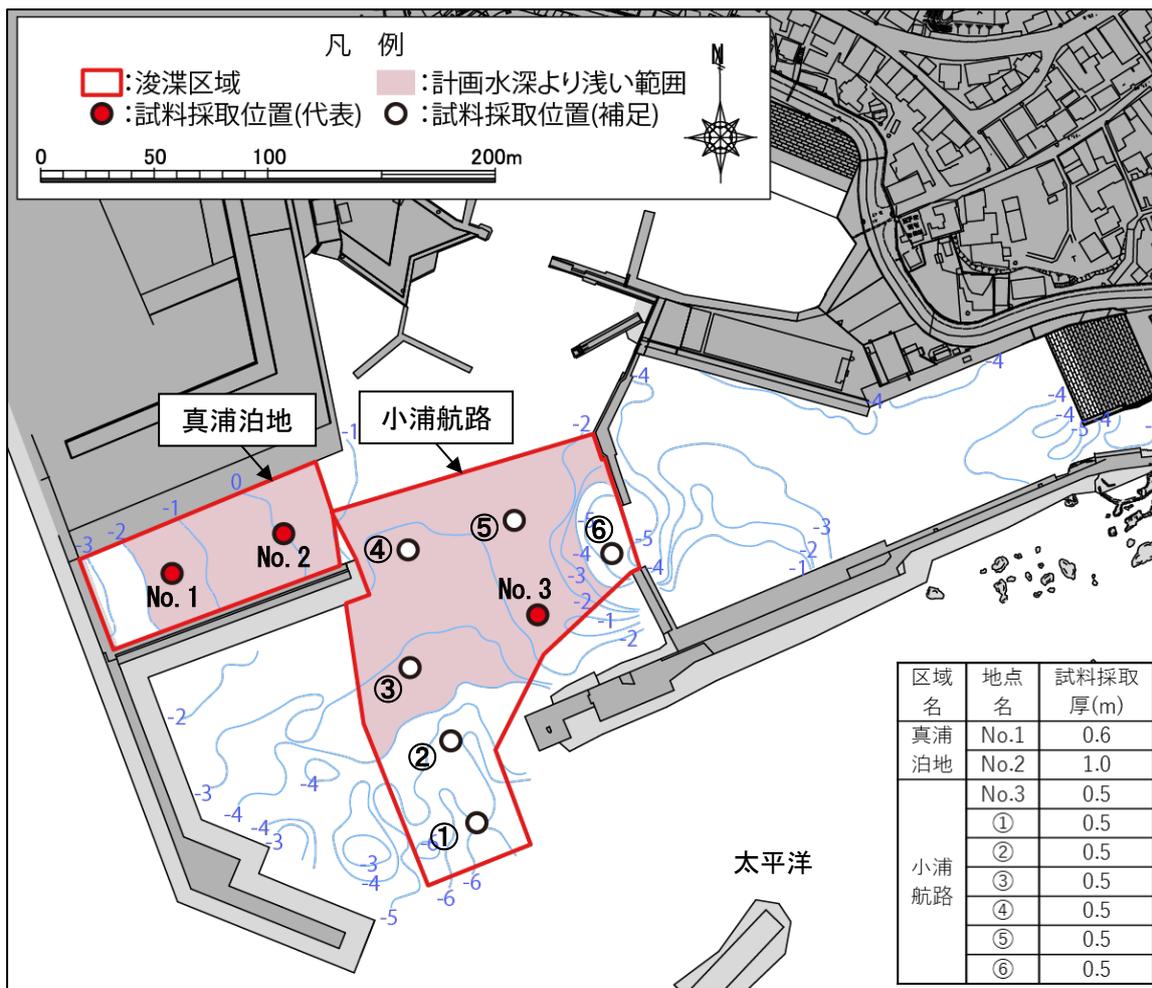
浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうか確認するための採取位置は、図－1.2 のとおりである。

また、図－1.2 に示す浚渫箇所において、上記に示した採取位置以外で過去の化学的酸素要求量（CODsed）分析結果を用いて統計的に有意に変動しているか否かを判断するための補足調査を実施した。その結果、変動していると判断する値は確認されなかった。詳細については、「添付書類－2、1章1.2節（2）浚渫区域の底質（補足調査）」において示す。



出典)「千葉県内の漁港位置図」(千葉県ウェブサイト、令和2年8月閲覧)より作成

図-1.1 浚渫を実施する港湾の位置



注) 1. 港内の数値は、現状（平成 30 年測量実施）の等深線（水深：m）を示す。
 2. 現況水深の基準面は D.L. で、L.W.L と同一である。

図-1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分しようとする水底土砂の特性を把握するため、浚渫区域の中から図-1.2 に●で示す3地点（代表地点）で水底土砂の採取を行い、性状の把握を行った。これらは表-1.1に示す理由により、浚渫区域の土砂の特性を代表するものと考えた。

小浦航路では維持浚渫を実施しており、過去に浚渫深までの採泥、分析を行い判定基準に適合しており、前回許可以降、新規工場建設はなく、また、新たな排水又は有害物質の流出事故等がなく、新たな汚染がない。このため、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類等作成の手引」（平成29年8月（平成30年8月一部改訂）、環境省：以下「手引」という）に従い、代表点の表層1地点における採泥、分析及び補足調査（図-1.2において○で示す6地点）による代替指標（CODsed）との比較により、水平方向及び鉛直方向の性状を把握した。

真浦泊地では近年浚渫を実施していないため、鉛直方向の底質の特性を把握する目的で、各試料採取位置の現況海底地盤から浚渫水深まで土砂を採取し（No.1：60cm、No.2：1.0m）、全量を混合して1検体とした。判定基準は手引に従い、コア厚と通常基準値から判定基準換算値を求め使用した。

以上により試料採取を実施し、水平方向及び鉛直方向の土砂の性状を把握したことから、分析結果が浚渫区域全ての水底土砂の代表性を有していると考えた。

表-1.2の分析結果より、全ての項目について「水底土砂に係る判定基準」^{※1}を下回っている。また、浚渫計画範囲は千葉県房総半島沿岸東側の太平洋沿岸に位置することから、「指定水底土砂」^{※2}に該当しない。したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年 法律第136号）」第10条第2項第5号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

表-1.1 各区域の代表地点の選定根拠

| 区域名 | 代表地点の選定根拠 |
|------|---|
| 真浦泊地 | 真浦泊地に堆積する土砂は、河川等の流入がないため全て小浦航路経由であり、突堤背後の静穏域であることから真浦泊地内に一様に堆積していると考えられる。試料採取地点は、50m間隔で2地点（No.1、No.2）選定した。 |
| 小浦航路 | 河川等の流入がないため、小浦航路の土砂は全て港口からの海浜流や波による土砂移動により沖から流入してくるものと考えられる。試料採取地点は、航路内で最も土砂が滞留していると想定される1地点（No.3）（添付書類-1 1-7頁、図-2.2 浚渫区域の深浅測量結果参照）とした。 なお、補足調査地点を50m間隔で6地点選定した。 |

※1. 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）」により定める水底土砂に係る判定基準、及び、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年 政令201号）」より定める「特定水底土砂」の判定基準。なお、判定基準と分析方法を表-1.3に示す。

※2. 「指定水底土砂」

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の2海域）から除去された水底土砂のうち熱しやく減量が20%未満である土砂を指す（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年 政令第209号）」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項第1号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和48年 環境庁告示18号）」関連）。

表-1.2 水底土砂に係る判定基準への適合状況

(試料採取日 No.1及び2:令和2年1月29日、No.3:令和2年2月7日)

| 項目 | 単位 | No.1 | No.2 | No.3 | 判定基準 | 判定基準 換算値* | 判定 |
|-----------------|--------------|---------|---------|---------|----------|--------------|----|
| | | 0~0.6m | 0~1m | 0~0.5m | | | |
| アルキル水銀化合物 | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 検出されないこと | 検出されないこと | ○ |
| 水銀又はその化合物 | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.005 | 0.0025 | ○ |
| カドミウム又はその化合物 | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.1 | 0.05 | ○ |
| 鉛又はその化合物 | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.1 | 0.05 | ○ |
| 有機りん化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 1 | 0.5 | ○ |
| 六価クロム化合物 | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | 0.5 | 0.25 | ○ |
| ひ素又はその化合物 | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.005 | 0.1 | 0.05 | ○ |
| シアン化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 1 | 0.5 | ○ |
| ポリ塩化ビフェニル | mg/L | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.003 | 0.0015 | ○ |
| 銅又はその化合物 | mg/L | <0.3 | <0.3 | <0.01 | 3 | 1.5 | ○ |
| 亜鉛又はその化合物 | mg/L | <0.2 | <0.2 | <0.01 | 2 | 1 | ○ |
| ふっ化物 | mg/L | <0.8 | <0.8 | 0.10 | 15 | 7.5 | ○ |
| トリクロロエチレン | mg/L | <0.03 | <0.03 | <0.03 | 0.3 | 0.15 | ○ |
| テトラクロロエチレン | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.1 | 0.05 | ○ |
| ベリリウム又はその化合物 | mg/L | <0.2 | <0.2 | <0.01 | 2.5 | 1.25 | ○ |
| クロム又はその化合物 | mg/L | <0.2 | <0.2 | <0.02 | 2 | 1 | ○ |
| ニッケル又はその化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.01 | 1.2 | 0.6 | ○ |
| バナジウム又はその化合物 | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.01 | 1.5 | 0.75 | ○ |
| 有機塩素化合物 | mg/kg | <4 | <4 | <10 | 40 | 20 | ○ |
| ジクロロメタン | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.2 | 0.1 | ○ |
| 四塩化炭素 | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | 0.02 | 0.01 | ○ |
| 1,2-ジクロロエチレン | mg/L | <0.004 | <0.004 | <0.004 | 0.04 | 0.02 | ○ |
| 1,1-ジクロロエチレン | mg/L | <0.1 | <0.1 | <0.1 | 1 | 0.5 | ○ |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | mg/L | <0.04 | <0.04 | <0.04 | 0.4 | 0.2 | ○ |
| 1,1,1-トリクロロエタン | mg/L | <0.3 | <0.3 | <0.3 | 3 | 1.5 | ○ |
| 1,1,2-トリクロロエタン | mg/L | <0.006 | <0.006 | <0.006 | 0.06 | 0.03 | ○ |
| 1,3-ジクロロプロペン | mg/L | <0.002 | <0.002 | <0.002 | 0.02 | 0.01 | ○ |
| チウラム | mg/L | <0.006 | <0.006 | <0.006 | 0.06 | 0.03 | ○ |
| シマジン | mg/L | <0.003 | <0.003 | <0.003 | 0.03 | 0.015 | ○ |
| チオベンカルブ | mg/L | <0.02 | <0.02 | <0.02 | 0.2 | 0.1 | ○ |
| ベンゼン | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.01 | 0.1 | 0.05 | ○ |
| セレン又はその化合物 | mg/L | <0.01 | <0.01 | <0.005 | 0.1 | 0.05 | ○ |
| 1,4-ジオキサン | mg/L | <0.05 | <0.05 | <0.05 | 0.5 | 0.25 | ○ |
| ダイオキシン類(溶出) | pg- TEQ/L | 0.062 | 0.08 | 0.0077 | 10 | 5 | ○ |

※No.1、No.2は、柱状試料の厚さが最大1mのため、判定基準は手引に従い、通常判定基準の0.5m/1m(最大コア厚)=0.5倍とした。

表-1.3 水底土砂に係る判定基準と分析方法

| 項目 | 単位 | 判定基準 | 分析方法 |
|-----------------|----------|----------|--|
| アルキル水銀化合物 | mg/L | 検出されないこと | 昭和46年12月環境庁告示第59号（以下「水質環境基準告示」という。）付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号（以下「排水基準告示」という。）付表3に掲げる方法 |
| 水銀又はその化合物 | mg/L | 0.005 | 水質環境基準告示付表2に掲げる方法 |
| カドミウム又はその化合物 | mg/L | 0.1 | 日本産業規格 K0102(2008)の55に定める方法 |
| 鉛又はその化合物 | mg/L | 0.1 | 日本産業規格 K0102(2008)の54に定める方法 |
| 有機りん化合物 | mg/L | 1 | 「排水基準告示」付表1に掲げる方法又は日本産業規格 K0102(2008)の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、「排水基準告示」付表2に掲げる方法） |
| 六価クロム化合物 | mg/L | 0.5 | 日本産業規格 K0102(2008)の65.2に定める方法 |
| ひ素又はその化合物 | mg/L | 0.1 | 日本産業規格 K0102(2008)の61に定める方法 |
| シアン化合物 | mg/L | 1 | 日本産業規格 K0102(2008)の38に定める方法（日本産業規格 K0102(2008)の38.1.1に定める方法を除く。） |
| ポリ塩化ビフェニル | mg/L | 0.003 | 水質環境基準告示付表4に掲げる方法又は日本産業規格 K0102(2008)の55に定める方法 |
| 銅又はその化合物 | mg/L | 3 | 日本産業規格 K0102(2008)の52に定める方法 |
| 亜鉛又はその化合物 | mg/L | 2 | 日本産業規格 K0102(2008)の53に定める方法 |
| ふっ化物 | mg/L | 15 | 日本産業規格 K0102(2008)の34に定める方法 |
| トリクロロエチレン | mg/L | 0.3 | 告示14号の別表第2に掲げる方法又は日本産業規格 K0125(1995)の5.1、 |
| テトラクロロエチレン | mg/L | 0.1 | 5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| ベリリウム又はその化合物 | mg/L | 2.5 | 昭和48年2月環境庁告示第13号別表第7に掲げる方法 |
| クロム又はその化合物 | mg/L | 2 | 日本産業規格 K0102(2008)の65.1に定める方法 |
| ニッケル又はその化合物 | mg/L | 1.2 | 日本産業規格 K0102(2008)の59に定める方法 |
| バナジウム又はその化合物 | mg/L | 1.5 | 日本産業規格 K0102(2008)の70に定める方法 |
| 有機塩素化合物 | mg/kg | 40 | 告示14号の別表第1に掲げる方法 |
| ジクロロメタン | mg/L | 0.2 | 日本産業規格 K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| 四塩化炭素 | mg/L | 0.02 | 告示14号の別表第2に掲げる方法又は日本産業規格 K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| 1,2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.04 | 日本産業規格 K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| 1,1-ジクロロエチレン | mg/L | 1 | |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | mg/L | 0.4 | |
| 1,1,1-トリクロロエタン | mg/L | 3 | 告示14号の別表第2に掲げる方法又は日本産業規格 K0125(1995)の5.1、 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | mg/L | 0.06 | 5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| 1,3-ジクロロプロペン | mg/L | 0.02 | 日本産業規格 K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| チウラム | mg/L | 0.06 | 水質環境基準告示付表5に掲げる方法（前処理における試料の量は、100mLとする。） |
| シマジン | mg/L | 0.03 | 水質環境基準告示付表6に掲げる方法（前処理における試料の量は、100mLとする。） |
| チオベンカルブ | mg/L | 0.2 | |
| ベンゼン | mg/L | 0.1 | 日本産業規格 K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2若しくは5.4.1に定める方法 |
| セレン又はその化合物 | mg/L | 0.1 | 日本産業規格 K0102(2008)の67に定める方法 |
| 1,4-ジオキサン | mg/L | 0.5 | 水質環境基準告示付表8に掲げる方法 |
| ダイオキシン類(溶出) | pg-TEQ/L | 10 | 日本産業規格 K0312に定める方法 |